

平成27年度第1回刈谷市総合教育会議 次第

日 時：平成27年5月28日（木）
午後1時から

場 所：刈谷市役所 701会議室

1 市長あいさつ

2 教育委員長あいさつ

3 議題

(1) 刈谷市総合教育会議について・・・資料1、2

(2) 刈谷市総合教育会議の運営に関する要領（案）について・・・資料3

(3) 教育大綱について・・・資料4

(4) 意見交換

[配布資料]

資料1：刈谷市総合教育会議

資料2：平成27年度刈谷市総合教育会議開催予定一覧表（案）

資料3：刈谷市総合教育会議の運営に関する要領（案）

資料4：教育大綱について

平成27年度 第1回刈谷市総合教育会議

出席者名簿

職 名	氏 名
市 長	<small>たけ なか よし のり</small> 竹 中 良 則
教育委員会 委員長	<small>はた りる み</small> 畠 留 美
〃 委員長職務代理者	<small>いけ だ ひろ ゆき</small> 池 田 裕 幸
〃 委 員	<small>かみ や おさむ</small> 神 谷 修
〃 委 員	<small>くさ か</small> 日 下 ゆかり
〃 委員（教育長）	<small>おお た たけ し</small> 太 田 武 司

平成27年度 第1回刈谷市総合教育会議 座席表

平成27年5月28日(木)午後1時00分～
701会議室

	市長	
畠 委員長		池田 委員長 職務代理者
日下 委員		神谷 委員
太田 委員 (教育長)		

教育総務 課長	企画政策 課長	教育 部長	企画財政 部長	鈴木 副市長	川口 副市長
------------	------------	----------	------------	-----------	-----------

企画政策課 担当者	教育総務課 係長	企画政策課 係長	企画政策課 課長補佐
--------------	-------------	-------------	---------------

傍聴席		
-----	--	--

--	--

--	--	--

ドア

--	--

刈谷市総合教育会議

はじめに

《法律》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行）

《法改正の目的》

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

《法改正の概要》

① 教育行政の責任の明確化

- ⇒教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置く
- ⇒教育長は、首長が議会の同意を得て任命、任期は3年
- ⇒教育委員から教育長に教育委員会会議の招集を求めることができる
- ⇒教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告
- ⇒教育委員会会議の議事録の作成と公表（努力義務）

② 総合教育会議の設置

- ⇒以降で詳細を説明

③ 教育大綱の策定

- ⇒議題（3）で詳細を説明

④ 国の地方公共団体への関与の見直し

- ⇒児童生徒等の身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に指示ができる。

刈谷市総合教育会議の概要

《設置の目的》

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ること。

《協議及び調整事項》

①教育大綱の策定（法第1条の4第1項）

⇒教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策（法第1条の4第1項第1号）

③児童、生徒等の生命又は身体に被害が現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置（法第1条の4第1項第2号）

《調整結果の尊重義務》

総合教育会議において調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。（法第1条の4第8項）

《会議の設置、構成員等》

- ・ 総合教育会議はすべての地方公共団体に首長が設置（法律第1条の4第1項）
法律の趣旨から事務局は首長部局に設置することが望ましい
⇒事務局：企画政策課（市長部局）
- ・ 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成（法律第1条の4第2項）

市長
(設置者)

教育長

教育委員

教育委員

教育委員

教育委員

従来からの教育委員会

- ・ 総合教育会議は、地方公共団体の長が召集する。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。（法第1条の4第3項及び第4項）
- ・ 必要に応じて関係者や学識経験者から意見を聴くことができる。（法第1条の4第5項）

《その他》

- ・ 総合教育会議は、原則、公開。ただし、個人の秘密を保つ必要があるときなどは非公開をすることができる。（法第1条の4第6項）
- ・ 市長は、総合教育会議の議事録を作成し、公表するよう努める。（法第1条の4第7項）
- ・ 総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。（法第1条の4第9項）
⇒刈谷市総合教育会議の運営に関する要領（案）

《その他 留意事項（文部科学省通知より）》

■「調整」、「協議」について

法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務と市長の権限に属する事務（予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成など）との調和を図ることを意味します。

「協議」とは、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味します。

■総合教育会議で市長と教育委員会の判断が分かれた場合の対応について

市長と教育委員会の判断が分かれた場合、教育に関する事務の管理・執行については教育委員会が最終責任者として決定し、教育に関する予算の編成・執行等については市長が最終責任者として決定することになります。

■総合教育会議で協議できないこと

総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とすべきではないとされています。

■会議を非公開とする場合

例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されます。

■議会に対する説明

総合教育会議における協議の結果や教育大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることが重要となります。

平成 27 年度刈谷市総合教育会議開催予定一覧表 (案)

	月 日	時 間	会 場	備 考
第 1 回	5 月 2 8 日 (木)	1 3 : 0 0	市役所 7 0 1 会議室	1 4 : 0 0 ~ 教育委員会定例会
第 2 回	9 月 2 9 日 (火)	1 3 : 0 0	市役所 7 0 1 会議室	1 4 : 0 0 ~ 教育委員会定例会
第 3 回	1 1 月 1 9 日 (木)	1 0 : 0 0	市役所 7 0 1 会議室	1 1 : 0 0 ~ 教育委員会定例会
第 4 回	1 月 2 2 日 (金)	1 3 : 0 0	市役所 7 0 1 会議室	1 4 : 0 0 ~ 教育委員会定例会

刈谷市総合教育会議の運営に関する要領

(主旨)

第1条 この要領は、刈谷市総合教育会議設置要綱（平成27年4月1日施行）に定める刈谷市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(日程調整及び召集手続)

第2条 市長は、総合教育会議の開催日を調整し、教育委員会に通知するものとする。

(議題の調整等)

第3条 総合教育会議において協議又は調整を行う議題の調整及び取りまとめは、企画財政部企画政策課（以下「担当課」という。）が行う。

2 総合教育会議は、協議又は調整を行う上で必要があると認めるときは、関係部局の職員に対し会議への出席を求めることができる。

(協議又は調整の対象としない事項)

第4条 次の各号に掲げる内容については、総合教育会議において協議又は調整の対象としない。

- (1) 教科書の採択に関すること。
- (2) 個別の教職員人事に関すること。
- (3) その他政治的中立性の要請が高い事項

(会議開催の周知)

第5条 担当課は、ホームページなどを通じて、総合教育会議の開催に関する情報を広く周知しなければならない。

(会議の非公開)

第6条 総合教育会議は、次の各号に掲げる事情を考慮し、出席者の過半数の同意によって非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(傍聴の手続)

第7条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人受付簿に必要

事項を記入し、傍聴券（様式第1号）の交付を受け、職員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

（傍聴券の返還）

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴人の制限）

第9条 傍聴人の定員は、原則として10人とする。

2 前項の定員に達したときは、原則として傍聴券を所持する者でも入場することができない。

3 非公開とした会議には、傍聴人は入場することができない。

（傍聴することができない者）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（1）銃器その他危険なものを持っている者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）異様な服装をしている者

（4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

（5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

（6）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第11条 傍聴人は、傍聴中、次の事項を守らなければならない。

（1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（3）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（4）帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

（6）携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（7）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるよ

うな行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、市長が許可をした場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第13条 市長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、総合教育会議を中断し、退場させることができる。

(議事録の作成及び公表)

第14条 担当課は、総合教育会議の議事録を作成し、行政運営上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(会議運営の補助)

第15条 教育部教育総務課は、必要に応じて総合教育会議の運営に関し補助するものとする。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

(表)

第 号
傍 聴 券
刈谷市総合教育会議

(裏)

<p>傍聴に関する注意事項</p> <p>1 張り紙、ビラの類を持っている方や、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方は、傍聴することができません。</p> <p>2 傍聴中は、次の事項を守ってください。守っていただけない場合には、退場していただく場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(7) そのほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>3 撮影及び録音はご遠慮ください。</p> <p>※ 退出の際は受付係に返してください。</p>

教育大綱について

■ 教育大綱とは

「教育大綱」は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

その策定にあたっては、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、各地域における教育の課題も踏まえた上で、地方公共団体の長が、地域の実情に応じて定めるものです。

↓



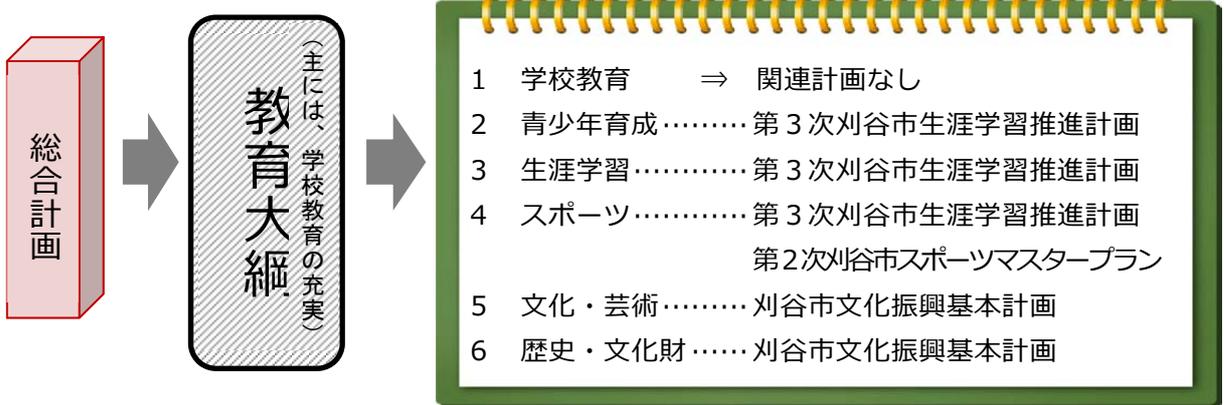
地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化します。

【教育基本法】
 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

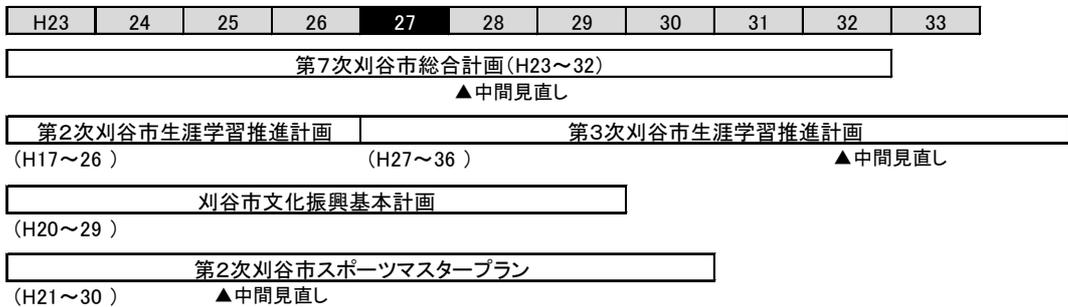
■ 計画の位置づけ

○第7次刈谷市総合計画（教育文化分野）

（個別計画）



○各種計画期間



■ 教育大綱の主な記載事項例

- 基礎的基本的な知識・技能の習得
- 思考力・判断力・表現力などの育成
- 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実
- 青少年の健全育成
- 学習機会の提供
- クラブや団体の育成
- 学校施設などの開放
- 文化芸術のPR …など